## 処分基準整理票

処分の内容		障害福祉サービスの支給決定の取消し			
根拠法令及び条項		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成十七年十一月七日法律第百二十三号)第25条1項			
		第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。) 根拠:第6条において準用する第4条第2項第 号に該当)			
	公表 ■	■ する □ しない(公表しない場合の根拠:第7条第4項第 号に該当)			
処分基準	【内容】(※処分基準を公表する場合のみ記載すること。) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成十七年十一月七日法律第百二十三号)				
	<ul> <li>(支給決定の取消し)</li> <li>第二十五条 支給決定を行った市町村は、次に掲げる場合には、当該支給決定を取り消すことができる。</li> <li>一 支給決定に係る障害者等が、第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス等及び第三十条第一項第二号に規定する基準該当障害福祉サービスを受ける必要がなくなったと認めるとき。</li> <li>二 支給決定障害者等が、支給決定の有効期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき(支給決定に係る障害者が特定施設に入所又は入居をすることにより当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるときを除く。)。</li> <li>三 支給決定に係る障害者等又は障害児の保護者が、正当な理由なしに第二十条第二項(前条第三項において準用する場合を含む。)の規定による調査に応じないとき。</li> <li>四 その他政令で定めるとき。</li> <li>2 前項の規定により支給決定の取消しを行った市町村は、主務省令で定めるところにより、当該取消しに係る支給決定障害者等に対し受給者証の返還を求めるものとする。</li> </ul>				
	分基準 定年月日	平成19年4月1日 処 分 基 準 最終変更年月日 年 月 日			
所管部署 健康福祉部 福祉課					

備考			
----	--	--	--

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため処分基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを処分基準の内容欄に記載すること。